

資料

4
山崎の山崎
にもけて

山崎の山崎

I 情勢

(1) 戦後世界体制の崩壊の進行と日米安保同盟の新段階

戦後、経済的にはドルを基軸としたIMF・GATT体制制政治軍事的にはNATO・SEATO・CENTO。日米安保、等の反革命同盟を両軸として維持されてきた、帝国主義の戦後世界体制は、アジア・アフリカ・ラテンアメリカ、アラブ諸国の民族解放闘争の前進によって動揺と崩壊を余儀なくされている。それは、現在特徴的な二つの点をめぐって決定的な段階に突入しようとしている。第一は、ベトナム人民の民族解放、社会主義革命の勝利への確実な一歩と、更なる進撃を告げた「ベトナム和平協定」、そして、プノンペン包囲奪回をめざすカンボジア人民の大攻勢をめぐってであり、第二には、果てしない泥沼に陥っている「通貨危機」としてである。前者では、アメリカ帝国主義の圧倒的な政治・軍事力を背景にした世界支配戦略の基本的な破綻を示しており、ベトナムに於けるアメリカ帝国主義とチュン・カイらしい一派の悪質な「協定」侵犯に対する断固たる反撃と、カンボジアに於る一段とすどさを増した攻勢にみられるように民族解放闘争の限らない前進を招き、人類史上かつて最強の帝国主義であるはずのアメリカ帝国主義の世界史的没落を明らかになっている。そして後者では、政治・軍事的な面と不可分一体となっている、所謂IMF体制の崩壊であり、今回の「通貨危機」がアメリカ帝国主義とドルそのものの危機であるが故に根本的解決を彼岸化した、帝国主義者どもによる「調整」や「手直し」が雪崩をうって矛盾を増大させるものであることを示している。既にそこには「スミソニアン体制」の崩壊でも明らかである。この二つの点に現われた戦後世界体制の動揺と崩壊の過程は、同時に、国際階級闘争を新たな局面に押し上げる過程でもある。インドシナ三国人民

の民族解放、社会主義革命への永続的な闘いと団結、中国人民の社会主義建設と革命外交の展開、そして朝鮮人民の自主的祖国統一の闘い（それは、「十月維新体制」や先日「金大中事件」のような朴の兇暴な弾圧に屈せず前進している）と、アジアの反帝統一戦線の前進は、民族解放闘争を反動的に押し止めようとするソ連社会帝国主義との分裂を更に深め、革命的潮流へと発展せんとしている。こうした主體的條件の成熟の中で、世界的な規模での矛盾の激化と労働者階級人民の反撃は帝国主義心臓部にその主戦場を移行させようとしている。我々は、こうした国際階級闘争の新たな局面への発展の条件が歴史的な成熟を遂げようとしている一時代の中にこそ、自らが存在していることを、まず自覚しなければならぬ。

こうした中でアメリカ帝国主義は焦燥感をみなぎらせて自らの世界支配戦略の再編と強化の野望を変えようとせず、策動を強めているが、とりわけアジアに於てこの基本骨子となつてゐるのは既に破産が証明済みであるはずの「ニクソン・ドクトリン」であることに変わりはない。「力の政策」の野望は、ベトナムに於る様な形で「協定」侵犯とタイ基地の強化、更には沖繩、「本土」を貫く米軍基地の大再編と強化として具体的に現われており、着々とその体制を整えつつある。そして一方、「パトナー・シムパ」の名の下に日米帝国主義は相互利害調整にやっきとなつており、日米安保同盟はより侵略的反動的に強化されようとしている。しかしながら「通貨危機」の深刻化の中で「パトナー・シムパ」でさえ相互利害の角逐の場となり、ニクソンの血に飢えた「力の政策」の行きつ

まりとともに、まさに全面的な袋小路に追い込まれているのである。

(2) 絶望的に強化される日米帝国主義の侵略と反動、搾取と収奪、差別分配支配

こうした戦後世界体制の崩壊と新たな国際的な状況の中で、日米帝国主義。独占資本家階級は、基本的により侵略的反動的に強化された日米安保同盟の上に自らの延命の道を見出し、それを前提とし

つづも、その前途の困難にますます危機感を深めている。戦後世界体制こそ日本資本家階級にとっては、日本労働者階級の自己解放の闘いを圧殺し、伝統的な低賃金の下に労働者階級をしぼりつけ、それによって得られた高い利潤率を武器にし、アメリカ帝国主義と結託し、アメリカ帝国主義の圧倒的な政治、軍事、経済力をたくみに利用しながら、帝国主義として大きく発展した基礎をなしていた。それが故にこそ、その崩壊とは日本資本主義の政治、軍事、経済の全領域に於て決死の飛躍を強いるものである。日米安保同盟の新段階とはそのような段階であり、日本帝国主義者どもは、自ら直接的にアジアの反革命の盟主として登場しなければならず、それに応えるべく焦りに、満ちながら、反人民的策動を強めているのである。

65年「日韓」条約」を境にして急速に増大した海外、とりわけ、「韓」国、台湾から東南アジアへの商品輸出、資本輸出と「後進国」人民の強搾取、強収奪により日本資本主義は肥え太った。この急激な資本蓄積の進行は、同時に資本を集中させ、中小資本の大独占への系列化が進行し、農業などの産業部門の行きづまりが顕著になってきた。こうした資本蓄積の急激な進行を背景に、日本資本主義、独占資本家政府は、更に系統的に金融寡頭制の支配を強化し、「新全国総合開発計画」や「日本列島改造」などに見られるように、露骨にその完成をねらって策動している。それはまた不可避に、日本資本主義の寄生性と腐朽性を深める過程でもあるが、年々ふくれる高度のインフレ財政等の中にそれは端的にあらわれている。

日米安保同盟の新段階が、日本帝国主義にとつて決死の飛躍を強いていることは前述したが、原料資源が乏しく、市場が狭隘な条件下で高度に発達してきた日本資本主義の現段階で、主に次の三点を基本として、問われている危機からの延命の為の課題に対処していく以外に道はない。その第一は、官僚的警察的専制支配を強めて、より強力に、より広範に労働者、勤労者を資本の下に政治的にも経済的にも隷属させ団結を破壊し、それを前提にして合理化と

る形をとつての差別と分断の攻撃により労働者階級の内部に腐敗、差別、排外主義を育成し、団結を解体し、帝国主義者の反人民的意図へ「国民総動員体制」を築こうとするものである。第三に、末端に至るまでの資本の支配下への組み込みと治安管理体制の強化としてである。「列島改造論」と「産業再配置」、労働運動の右からの再編、教育の帝國主義的再編、中教審路線、筑波、労働運動の右からの改悪、保安処分新設と地域治安管理、警察権力の圧倒的増強等、多種多様な形であらわれている。とりわけ、この間田中政府が強制的に制定を策動している小選挙区制こそ、まさに前記の帝國主義者、独占資本家どもへの攻撃に対する怒りと反抗の爆発が、総評、同盟指導部の反動的取捨を突き破って戦闘的に関わられた73年春闘、釜ヶ崎を始めとした未組織労働者の闘いの前進やこの間の農漁民の闘いに現われたように、その頂点に對しようとしているのを一挙に圧殺せんとする策動に他ならない。ところで、このように基本的に整理される敵、独占資本家階級の攻撃は、何よりもまず労働者階級の自己解放の闘いの圧殺を前提にのみありうることを蓋記しなければならぬ。即ち、日本帝国主義の侵略と反動、搾取と収奪の攻撃、金融寡頭制の支配の完成という70年代の基本的な總路線こそ、60年代に反戦、全共闘として顕在化した青年労働者、学生の闘い、階級闘争の激化の一挙的な押しつぶしを通してのみ実現しうるのである。帝國主義に伝統的な「アメとムチ」の政策、ほんの目くされ金で買収され排外主義的に組織された帝國主義労働運動による労働戦線の「統一」の叫びにかくれた統一の破壊、警察権力による革命派の大弾圧の攻撃こそ、現在の危機を切り抜けて延命するための前提なのである。

こうして日本帝国主義は必死の思いで悪あがきを凝らして反人民的な諸政策を次々と遂行せんとしているのであるが、これは自らの墓穴への道を一步一步はき清めている過程でもある。

(3) 不満と反抗を強める日本労働者階級・勤労人民

賃金抑制を強化し、労働者階級勤労人民から更に搾取と収奪を飛躍的に高めることである。そして第二は、高度のインフレ財政や、この間の「列島改造論」に見られるように、国家への寄生化を計ることである。そして第三は、アジア地域に於てアメリカ帝国主義にかわるアジアの盟主として、民族解放闘争を圧殺しつつ、政治的にも軍事的にも覇権を強め、アジア人民の骨のずいまで搾りとりて生き延びる足場とすることである。すなわち総じて圧倒的にその略奪的性격을増し、真向うから労働者階級勤労人民に犠牲を強いる以外に画策する道はない。これは日本の資本家階級にとっては命をかけた「飛躍」とならざるを得ない、死への一歩でもある。日本帝国主義は、こうした情勢の下で、様々な準備を必死で強めている。この間急激に転回する反人民的な諸攻撃、侵略と反動の強化は、あらゆる困難をふり切って徹底されねばならず、まさしく日本帝国主義の世界史的な延命をかけて行なわれているのである。この侵略と反動の諸政策は、次の様な諸点を中心として行なわれている。まず第一に沖繩、「本土」を貫いて進行する米軍。自衛隊基地の再編を中心とした日米共同作戦体制の整備化である。四次防から五次防により強力な侵略と治安抑圧の軍隊として完成される自衛隊と、「ニクソン・ドクトリン」戦略下で、一層機動力を増して充実される米軍がアジア地域に於る新たな侵略と民族抑圧のバックボーンとして確立されようとしている。沖繩人民の猛烈な反対闘争を押し切って強行された「5.15沖繩返還」と現在も行なわれている自衛隊派兵は、その中でも最重要な一環としてあるのだ。そして、自衛隊の立川基地移駐に続き、横須賀ミッドウェー母港化、関東計画などが急激に強行されようとしているのである。第二には、差別分断支配と排外主義の全面育成である。狭山差別裁判を頂点に苛酷に強化された部落差別攻撃、四たび国会に上呈された出入国法にによる日朝中人民に対する徹底した「同化」。抑圧、分断、追放の体制の飛躍的強化と、朝鮮中高校生に対する園土館生の襲撃、社会工。臨時工など差別的雇用形態を使つての労働者の団結の破壊、これらありとあらゆる

前章でも述べた通り、自らの危機をすべて労働者階級勤労人民に転嫁せんとする日本帝国主義の悪らつな陰謀は、低賃金、物価高、住宅難、「公害」、交通事情悪化、あらゆる領域で腐臭を放ち、生活苦と労働苦は飛躍的に強化されている。これは当然にも、不満と反抗を激化させ、それほ広さにおいても、未曾有の規模で進行している。史上最高の労働者が決起し、マル生を粉砕した官公労働者、総評、同盟指導部の反動的取捨を突き破つて民間大企業労働者を中心にした73年春闘の大爆発、釜ヶ崎を中心に関結を強化する未組織日雇い労働者の闘い、この間の農漁民、地域住民の「公害」に対する闘い、三里塚農民の八年に及ぶ「新東京国際空港」粉砕への闘い、そして狭山差別裁判糾弾闘争。「四対審答申」完全実施を軸に前進する部落大衆の闘い、「出入国法案」を粉砕し、祖國統一をめざす在日朝鮮人民の闘い、と日本階級闘争は歴史的な前進を勝ち取っている。しかし、この日本労働者階級の怒りと反抗の爆発を、代々木「共産党」が議會主義的、体制的に収縮しようとしている現実を、はつきり捉えておかねばならない。

我々は、前進する日本労働者階級・勤労人民の闘いに連帯し、戦闘的學生運動のより一層の発展を勝ち取り、同時に、現下の田中政府の反動諸攻撃を粉砕し、田中政府打倒に勝利しなければならぬ。

II 同学会の強化発展に向けて

再生した同学会の更なる強化発展をめざし、同学会再建の過程及び、第一期の運動を公証する中から、同学会の意義と我々の立脚点を確認していきたい。

(1) 同学会再建の過程

同学会運動の進展は、なによりも全共闘運動の到達した地平を防御し、断平として継承発展させたものである。68・69年全国学園闘争は学生運動としての、その大衆的な規模や戦闘性もさることなが

ら、その提起した問題が以後の運動に与えた影響は計り知れないものがあつた。それは思想的には「自己否定」という言葉に象徴的に表現されてゐた。自分は何になるのか、現実の階級関係の中でどのような位置にあるのかという自分の歴史的社会的存在を基盤を問うたものであつた。そして全共斗の発する「学闘とは何か」「大学とは何か」という鋭い問いかけは「学闘研究の自由」なるものが自知的特権階級としての地位の保障であることを明らかにし、しだいに帝國主義大学の本質へと迫つていった。大学が社会人類のための教育という美名の下、日々搾取を蓄積し、差別階級支配されている労働者人民に敵対し、労働者人民を管理抑圧する部分を作り出すものとして、「帝國主義精神」スローガンを掲げられた。全共斗運動の過程で暴露された「知識人」の思想的退廃こそ、「戦後民主主義」の上にあぐらをかき、虚妄を食いつぶしてきた大学のまざりもない真実の姿であつた。だが、全共斗運動による「帝大解体」の「スローガン」はひとつの理念認識としてはあつたが、抽象的な批判しかなく、労働者、農民との連帯、反大学などが語られながらも、国家権力との武装対決の中にあつて、その鋭急性個別性故に解体していった。以降帝國主義大学への具体的かつ大衆的な闘いをめざし、様々な試行錯誤を経つつも、着実に前進してきたのである。この頃掲げられた「学園から地域へ」或いは「労働者の中へ」等のスローガンは帝大解体の生きよつた深い実践へと迫ろうとする我々の表現でもあつた。これは地域工場また労働者市民、部落民、在日朝鮮人民等々の闘いと結合を現実獲得せんとした運動であつた。或る者は三里塚へ又或る者は釜ヶ崎へ向い、更には徐さん支援闘争、狭山差別裁判糾弾闘争等々の中から多くを学んできた。何よりも生活の苦しみ、怒りという抑圧の現実から出発することにより人々との生き生きとした関係をより出た。またこの過程は我々が学生としての即自的利害を固定するのではなく、いかなる人々と、どのような連帯を持てるか、すなわち誰を敵とし誰を味方とし、どのような人々の利益を守るのかという問いの答えでもあつた。

新たな戦場的再生を遂げたのであつた。そして帝國主義の侵略反動抑圧と闘うべく、パンフ「反撃を組織せよ」によって、具体的な方針課題が提示された。

(2) 再建学生会第一期の闘い

再建された学生会当初の闘いは、とりわけ竹本勉分粉砕闘争を軸として運動が展開された。同学会委員長八島君への全国指名手配、不当逮捕、それに十数度にわたる権力の乱入導入という弾圧により、再生したばかりの同学会がその存続すらあぶなまれるほどであつた。このきびしい緊張関係の中で、我々の内包する長短全ての要素が露呈し、我々内部の様々な矛盾と混乱を示した。だがこの過程の中から70年代学生運動の方向性を模索し、ボンヤリとした形ではあれ、そのイメージをいかに明らかにしている。第一期の運動を振り返り、我々の獲得した成果を確認していききたい。

竹本勉分粉砕闘争は、初期において決して明確な方向を持つものではなく、同学会運動としてあいまいなものであつた。だが、経済学部の処分上申以後きわめてすばやい反応により、はは全学時のストライキ体制を構築し、早期処分決定を押しとどめた。だが入試時の全学ロッカアウト体制の際から、我々内部において様々な混乱やとまどいが生じ、権力のきびしい弾圧にさらされ、きわめて重大な危機に直面した。どのようにして処分粉砕闘争を押し進めるのかという、我々自身のいまだちの中で、三月十日に始まる全臨斗に対する権力の大弾圧は、処分粉砕闘争の性格を明らかにした。三月十日の弾圧は処分粉砕闘争が「全構成員集会」という形で表わされたように、学内の様々な諸戦線との結合、組織化へと自然発生的に成長し、それ故に処分推進派との鋭い緊張関係を形成したため、ついには警察権力が直接介入してきたものであつた。権力は京大の斗争の総体を根こそぎに介入したのであつたが、この弾圧はそれまでの闘いを鎮静化どころか、かえって自然成長性に規定されていたものを一挙に、より目的意識的なものへと転化させていったので

このような学内外においても大学の制度的行政的問題のみならず、研究教育の内容に至るまでの批判が行なわれていた。連系各学部での書物タレ流しに始まる糾弾闘争、また教育実習生に対する差別的な条件により起られた差別分断の教育研究体制への闘い、更には劣悪な支援として一歩一歩着実に京大帝國主義大学に対する具体的実践的な批判が形成されてきたのである。このように学内外の運動が相互媒介的にしだいに豊かな蓄積をなしつつある時に、「自治」の問題をめぐる、極めて重大な事件が生じたのであつた。

戦後まもなく成立し、学生自治活動を一貫して担ってきた京大同学会は一九六五年後期より日共、民青の手中に納まり、以後しだいに腐敗墮落を辿り、同学会史上に数々の汚辱を残した。とりわけ69年より政治的に破産を宣告された日共、民青は、闘いの重要な局面において常に敵対物となりさがり、72年学費斗争においても、我々の全成果を押しつぶさんと斗争妨害に奔走したのである。そのあげく代々木「共産党」は国会に於て、京大新向社。京大出版会(序章社)に対する弾圧を要請し、更には全国的な告訴告発路線に基き、我々の学友二名を民青系学生が告訴し、同学会。府学連が告発するという暴挙をなした。この告訴告発をきっかけに、権力、公安警察は学友二名を不当逮捕し、学内に乱入し各ボックスに破防法的に不当搜索押収を行つた。ここにおいて、権力の水先案内人として日共、民青はきびしい糾弾を受けた。糾弾に窮した彼らはまたしても学友12名を集団告訴し学友への裏切りを上ぬりた。ここに至り、日共、民青に対する全学の怒りが爆発し、いたるところで告訴告発糾弾決議があがり、自治会と同学会の戦場的再建が強く要請された。この要請に基き、11. 10教養部代大を経て11. 19全学学生大会が三千名近い学友の結果により成立し、民青系執行部罷免と告訴告発糾弾が決議された。この後、全学で同学会選が行なわれ、同学会代議員会が開催され、ついに12月20日、再建宣言において、京大同学会が「人民の闘いの熔鉱炉」として表現され、七年間の汚辱をすすぎ、

ある。この3. 10弾圧以後、我々は三月二十四日差別分断生活破壊と闘う学友交流集会を圧倒的に成功させ、同学会再建の意義と方向を具体的な運動の中で大衆的に確認したのであつた。各地域、各戦線で困難な闘いを強いられる人々との結合の強化深化はいうまでもなく、これら各戦線の支援結合を保障するものとして同学会が機能している。そしてかつては抽象的で空疎な「人民との連帯」なる言葉が、今は具体的な生き生きとした内容を保持している。3. 24集会によって、どのような労働者人民としかる連帯を持てるかという問いの答えを、かすかなりともつかないといえる。この3. 24集会によって打ち出された方向性を更に一歩つっ込んだ形で行なわれたのが、5月1日釜ヶ崎メーデーへの参加であつた。京大同学会。同大学友会を中心とした全京都市約二百名の決起による圧倒的な成功は再建同学会の方向性をほぼ確定した。また5. 1釜ヶ崎メーデーの取組は長い闘争史的になしえなかつた全京都市の学生戦線の結合を新しい質において、不十分なが獲得した。これはまさに端緒にすぎないが統一集会をもちこた結合より豊かな内容を持つた結合であつた。再建同学会の方向はこれら3. 24集会; 5. 1釜ヶ崎メーデーの中から見出しうる。我々はこの方向性を堅持し、多くの学友と共に行なうべき様々な実践を積み重ねる。差別分断生活破壊と闘うシンポジウムを開き、全臨斗。釜ヶ崎労働者。或いは労働職業と闘う労働者等々の相互交流の場を保障している。又、夏期釜ヶ崎労働隊への参加や、京都市タコ部屋行政糾弾斗争の支援など、着実な成果を打ち取ってきている。このような同学会運動の前進と共に各戦線による創意工夫ある運動が展開されている。

教養部においては教養部自治会をめぐる日共、民青、民青同、学生共斗が敵対分断行為をなし、若手らの混乱が存在した。だが大衆的な運動をなされるのは誤であるかは、もたれた多くの学友の目にも明らかになってきた。六月裏りの就波粉砕共斗を中心にした筑波功撃への闘いはこのことを勇弁に物語り、六月二十二日のパレードストライキは一挙に政治的流動化をもたらし、一回生だけ

でも数百という広範な学友の決起を見るにいたった。そして、6月28日、池田教官の研究室に乱入し、不当捜索を行なった官憲を数百の学生職員が実力排除するという事態によって、きわめてダイナミックな展開をもたらした。この時、官憲の乱入や竹本勉分に対して何ら対応できない民学同、そして反暴力キャンペーンに終始する日共、民青の権力に屈する姿勢がまざまましく明らかなった。また各学部各戦線においても多様な闘いが進展している。五月三里集会における強制測量阻止斗争をはじめ、関西新国際空港粉砕斗争、伊方原発粉砕斗争など地域における闘い。差別分断の教育研究体制への具体的な闘い。そして毒物タレ流しの糾弾、更には「科学・学問」をとらえ返し公害と斗かおうとする自主講座運動。徐さん支援斗争の結果を継承した大阪市土木局差別発言糾弾斗争。潜在的に実施されんとしている保安処分への闘い。まさに文字通り「人民の闘いの熔鉱炉」として、きわめて豊かで多様な内容を持つ運動が実践されている。これらの成果に基づき、理学部自治会再建にみられるごとく、京大主流派としての着実な地歩を固めてきている。

(8) 同学生会第二期の闘いに向けて

同学生会再建の全国学生運動の中における意義のひとつは、今だ形式的ではあるが、本格的な主流派としての登場である。従来の運動といったものが「鋭い問題提起」をなしても、系統性全無性の欠除に規定され、権力或いは日共、民青に、各個撃破されるか、解体してゆく傾向を多分に持っていた。このように我々自身がのめり込んできた左翼反対派政治から脱脚し、京大同学生会という極めて部分的なものであれ、代々木「共産党」一派を思想的運動的に圧倒し、目的意識的に主流派としての運動を遂及していかねばならない。そして京大の様々な部分が入管斗争、部落解放斗争、三里塚斗争、反公害斗争、釜ヶ崎支援の闘い等々の闘いを担い、帝國主義への実践的批判として運動を展開している。だが、このような闘いが個別性にお

してこられる限り、決して勝利できないし、だからこそ同学生会はこうした闘いの支援網を形成し、相互交流の場を保障するものとならなければならない。このような方向性の具体的表現をしたのが、3・24集会と5・1釜ヶ崎デーであった。我々はいかなる人々といかなる結合をしてゆくのかを日々検証し、「闘いの熔鉱炉」をきたえあげねばならない。更にはこれらの基本的確認を踏まえ、たえざる相互批判によって我々内部の団結を強化せねばならない。同学生会の存続すらあやぶまれたあの三月に匹敵するほどの大弾圧が予想されるからである。8月14日学友のいない時期を見はからって、権力、公安警察が乱入し、同学生会ボックス他三ヶ所を不当捜索した。乱入の口実は6月28日数百の学友決起による機動隊実力排除と、7月5日庶務部長、庶務課長との団交、そして7月18日全臨斗の沢田農学部長との団交である。この「三件」まともでの不当捜索から判断するならば、8月14日の乱入はこれと調べであり、竹本勉分粉砕斗争に緊要関係をさらされるであろう。とりわけ6月から竹本勉分をめぐって処分推進派の動きが目立ち、露骨なまでの公安警察と文部官僚のユ着など、新しい局面をむかえんとしている。これに対して、全学をあげてのすばやい反撃が要請されている。我々が、一歩前進するたびに、権力にきびしい攻撃をかけられるであろう。しかしいかなる弾圧を受けようとも同学生会は、ますます強化されんとする帝國主義の侵略反動抑圧と闘いぬくであろう。

第二章 中教審・新大管法 攻撃を粉砕せよ

I 筑波・大管法攻撃に総力で反撃せよ

に對する反撃拠点となることが、彼らの教育管理。イデオロギー政策の転換を呼び起こしている。この様な現状に規定され、現在両案は進行している攻撃の環は次の3点に表われている。①高度な技術進展に見合ったハイタレント。中堅技術者。労働力管理者の能率の養成を狙った、初等教育からの改革。中、高等教育における多様化、複線型教育研究体系の形成②。軍学協同の一層の強化、教官任期制導入等による大学研究体制の合理化。能率化。管理運営強化③。学生運動への治安弾圧イデオロギー攻撃による、反撃の拠点としての大学の解体

この攻撃は、基本的に中教審管法に依る路線として進められてきている(52年に設置された中央教育審議会は過去28回に亘って答申を重ねてきているが、そのメンバーの大多数は、学校管理者。国立研究所員。財界人等で占められている)。この下に、事ある毎に大学管理強化の攻撃がかけられており、62年池田内閣の国立大学運営法(「大管法」)制定策動、60年代後半全国学闘斗争に対する弾圧として立ち表わられた大学運営臨時措置法の成立、そして74年その期限切れを期して新たな大管法の制定を目的論、中教審、文部省を軸として、筑波大学構想を頂点に、東大近代化路線、竹本勉等教官パージなど、先行の実質化として進行しつつ現在に至っている。

62年大管法攻撃は、京大同学生会を先頭とした全学閉鎖への闘い等、全国の学闘に起った圧倒的反対斗争の前に破れたが、国立大学協会は政府への屈服、国大協自主規制路線の下、教育。大学の帝國主義的再編に全面的にのめり込んでいく。この過程で、京大では、軍学協同路線に対する自衛官入学拒否斗争、京大長期20ヶ年整備計画の暴露から69年全共斗運動の高揚という、京部帝國主義大学の本質に迫る歴史的な闘いの大高揚を見た。現代社会の大学の歴史性と大学再編攻撃、それへの闘いの歴史を見る時、我々がその全成果を継承し、現在京大の全ゆる領域で展開している「帝」大の教育研究体制・差別。分断教育研究体制への鋭い告発と解体を推し進めること

併現在、「筑波法」成立と新大管法制定を自論む政府ブルジョアジは、国会内外でその策動を強めている。我々は、「筑波法」・筑波研究学園都市に象徴される日帝の教育。大学再編の歴史性と、それを粉砕する闘いの階級的意義を再度確認しなければならぬ。我々にとって「筑波」は、実体であり現実である。

(1) 日本帝國主義的教育。大学再編過程

中世ヨーロッパに於て「学園の府」として誕生し、一九世紀資本主義社会に於ても少数知的エリートを擁し専ら科学技術・イデオロギー生産の場として、生産諸関係、政治的上部構造からの相対的独立を保持してきた大学は、現代資本主義社会の中において大変容を遂げ、生産諸関係のまった中で機能し、政治的上部構造との密接な連関の下にある教育研究体系として形成されてきた。

日本に於ては、とりわけ60年代の産業構造の変化すなわち技術革新と多様な労働力商品の需要に伴って、国内に於ける高度な科学技術の開発と普通教育と密接不可分な形で、資本主義下国民イデオロギー・総合政策の強化が要請されてきた。この資本の要請！大学の存在意義をパターン化してみると①多様な有能な労働力商品の再生産、②科学技術の生産、③(労働者管理)イデオロギー生産とその総合という三点に要約される。しかしながら、70年代に顕著な大学の増加。拡大は、その内に、私大の増加に伴う財源確保策としての文系学生の大量生産と資本の技術者。労働力需要とのギャップ、そして計画性に乏しい研究体制の肥大化と研究の分散化。非能率化、管理運営の脆弱性という矛盾をはらみ、多様な有能な労働力商品の需要と、ますます進展する技術革新。高度の分業に見合った研究体制整備の要請に十分に足らぬ現在に至っている。また、歴史的に見て大学をはじめ高校等の諸教育機関が、60年安保斗争、69年全共斗運動のごとく、物理的。イデオロギー的にブルジョアジ

の一層の深化が厳しく要請されていることを銘記しなければならぬ。

(2) 中教審・大管法・筑波

「筑波法」は、その実質が、新大学の設置のみではなく、国立学校設置法、学校教育法、教育公務員特例法の改正というものである。それ故この立法に貫かれる基本線を中教審・大管法・筑波として体系的に把える必要がある。以下その概略を確認する。

① 文部省権限の拡大と中央機関の設置
69年5年間の時限法として成立した大学運営臨時措置法を、恒久化せんとする攻撃の環である。文部大臣の権限が、大学運営一般に関する報告要求、報告、協議へと拡大され、人事権、予算権への介入を自論み、更に、国家教育長期計画策定。文部大臣の補佐諮問機関としての中央機関の設置が策動されている。先行的に予算、整備計画に関して時計台官僚の暗躍が現実化しているいま、こういった大学の国家支配の徹底化策動を、鋭敏に反応しつつ具体的に追いつめていかななくてはならない。

② 学内管理機関の強化

69年臨時措置法による学長権限の拡大と諸機関への学外者参加の方向を大学運営一般に拡張し、従来大学の管理機構の脆弱性を突破せんとするものである。この攻撃は、研究体制の系統化、合理化、研究、教育の分離、更には大学一律法人化構想とあいまって、個別資本、研究室の関係を総資本、大学総体の關係に転換せしめ、資本、国家の意志の完徹を狙うものである。

③ 教官任期制の導入

ブルジョアジの要請に見合った研究の遂行に対応し、教官人事を思想チェック、競争原理貫徹の下に律しようとするこの策動は、定期報告・審査の報告を打ち出した東大近代化路線の中で、大学自らがその道をはき清めようとしている。京大大学問題検討委員

(3) 京大の現状と我々の闘いの方向

京大の現状に立ち返って整理してみよう。

前述したように、アジア侵略をめざす日帝ブルジョアジにとって、その要請に応え切れないでいる大学の一層の系統的、強圧的再編として、この間の中教審・大管法・筑波の攻撃があることを確認しよう。我々は、その攻撃が先行的に実質化された現状・矛盾をはらむ土壌を正確に把握し、必要がある。

第一に、全共斗運動以降徹底的に告発された差別。分析教育研究体制の全容。十数年間に亘る教育実習生への差別教育指導、差別を許さぬ闘いへの敵対。理系全学部の毒物タレ流し。人類、社会に公献する研究の美名の下臨時職員への差別抑圧を基礎にした研究体制。。。。全共斗運動以降の着実な闘いの中で、それが社会的矛盾との相互関係の中で、まさに人民抑圧の教育研究体制としてたち現われていることが、一層リアルに捉えられてきている。

第二に、竹本勉分策動に開らかなように、時計台文部官僚の権限拡大。大学自治機構との実質的あつれき。このような管理運営上の先行的実質化攻撃が、彼らの管理の限界、大学自治の相対的優位性へのあせりの表現という一面も持っていることに注意しよう。

第三に、京大の闘う部分に対する治安弾圧の強化。大学の教育研究体制解体の闘いが労働者人民の闘いと結合し相互の深化が獲得されるが故の弾圧。大学内外での多様な闘いの結びつきを分断しようとする策動は、同学会再建から現在に至る過程に如実に表われている。

第四に、大管法・筑波による管理労働者、ハイタレント養成の為の物理的イデオロギー的攻撃が、中教審という初等教育からの全体的教育政策の基礎の上にあることの反映として、現在の大学が市民社会「イデオロギー」に抱負されつつあるという現象が、学生間にも顕著であること。これが政治的に純化された形が権力に屈服する

会での検討や竹本助手への弾圧策動等、その先ぶれとしてあるし、このような近代化路線への傾向は京大に於いても存在することを見極めておこう。

④ 学費・受益者負担イデオロギー・攻撃

昨春、学費値上げが各種共公料金値上げと同時に強行された。これを支えるイデオロギー、受益者負担の原則は、まさに差別。分断教育を支えるブルジョアイデオロギーであることをはっきりと見抜かねばならない。教育を資本の要請下に再編し、更に教育費を受益者負担として収奪する。この二重収奪のからくりは、中教審を貫く基本路線である。この攻撃は、学費をはじめとする施設の管理強化、自主管理への種々の弾圧として実体化しているが、京大に於ける歴史的成果を防衛する中から、学費を頂点とする受益者負担イデオロギーへの闘いを強固にしていかなければならない。

⑤ 筑波新大学

中教審・大管法攻撃のモデル化として策動されている「筑波新大学」それ自体は、特に前項②の全面的実現であり、絶対にこの法案の成立を許してはならない。まず学内管理の中央集権化を図るものとして、学長権限の強化、複数の副学長、人事委員会の設置がある。また研究体制の合理化、差別、分断体制の強化が、近代化イデオロギーの下に固定化され、教育と研究の組織的分離、学部の解体、学群（教育）、学系（研究）の設置として実体化される。もちろん、管理の中央集権化の組織的基盤としてもあるわけである。更に学生寮や教育体制に於ける学生管理の強化、教職員への抑圧も制度的に図られている。

そして、これらの形態が、学外者からなる助言報告機関としての参与会の設置に象徴的に見られるように、総資本、大学総体の結合へと収約されていく。まさに「資本、権力に開かれた大学」としての面目躍如たるものである。

この状況の下、再生・強化の道を確立した同学会が京大全学の矛盾との闘いを保障し、現実の生離。生活基盤に於ける労働者人民の闘いとの内容ある結合を保障するものとして大きな意義を持つことは、幾度でも確認すべきことである。とりわけ、教育、大学の帝國主義的再編が、京大管理の専横的姿勢から教育研究の内容に至るまで、先行的に実質化された現状・闘いの土壌の中で一層深化拡大させていくことが我々に課せられた任務である。大管法攻撃が体系的かつ具体的であることを見抜くならば、我々の多様な闘いが一つの流れとして京都「帝」大総体に向け、我々自身の自治権力獲得へ登りつめる時、その策動は防衛されるであろう。最後に、教養部の筑波粉砕共闘を中心とした運動で、現実の攻撃に対する多様な重層的な闘いの中で組織的に進展を遂げていくことが、今後の闘いの一つの鍵を握っていることを銘記しておこう。

Ⅱ 竹本勉分を粉砕せよ

七三年一月十六日の経営学部教育労働組合が、京大評議会に経済学部助手竹本信弘氏の分限処分を申し立てたことにより、京大は代々木「共産党」民青闘を中心とするイデオロギーな処分推進のキャンペーン、そして処分労働者の全学的な展開と大きく揺れ動き始めた。我々は竹本勉分が同窓の状況のなかでいかに如何なる意味をもち、また処分粉砕の論理とは何かを、代々木「共産党」民青闘や経済学部教育労働組合にたいする批判、論争を通して討論し、構築してきた。ここでは、処分粉砕闘争の若干の総括として、六月二十八日以降つぎつぎと明らかになってきた事象の報告、そしてそのことが竹本勉分の意味をより鮮明にしてきたことを整理。確認

(別紙二)

- 一、京都大学評議会の行なう竹本信弘の分限処分審査に関する被処分者の陳述請求等について、竹本本人が同評議会にあてて発した文書、または録音などおよびそれに關し同評議会が右竹本に発した文書(写しも含む)等。
- 二、右分限処分審査について、竹本以外の者が同評議会に発した文書、または録音などおよびそれに關し、同評議会がそれら発送者に對して發した文書(写しも含む)等。
- 三、右評議会関係者が右分限処分審査について被処分者の代理人若しくは参考人または、同代理人、参考人となろうとする者と面接した際の状況の記録メモ及び簿冊。

第三章

帝國主義の侵略と 反動、搾取と収奪と 差別、分断、支配と闘争

1 出入国法案紛争。入管体制解体の 闘いを推進せよ

(1)はじめに
出入国管理法は一九六九年に国会に上程されて以来、七一年、七二年(この時より「管理」の文字を抜いて出入国法案となり、外見をいくらかでもソフトに見せかけんとした)と上程され、その度に、在日朝中人民を先頭とした激しい反対斗争によって成立を阻止され廃案にされてきた。しかしながら、日帝・田中政府は、内外の強い反対を押し切って、今国会に四度目の上程を強行してきた。こ

の出入国法案は、在日外国人の約九〇パーセントを占める在日朝中人民に対する「同化」抑圧・分断・追放」の帝國主義的植民地政策の法的頂点をなすものとして、入管体制の更なる強化を企図して出されてきたものである。これに對して我々は、「出入国法案紛争！入管体制解体！」のスローガンの下に、出入国法案を永遠に葬り去り、この法案を生み出す物質的基盤を解体することをめざして闘ってきた。

現在、出入国法案は国会に上程中であり、決して油断することなく、戦列を更に強化しなければならぬ。そのために、出入国法の成立にかける日本帝國主義の意図及び現行入管体制の矛盾を正しく把握し、これと對決する我々の立場と任務を確認しておく必要があるだろう。

(2)現行入管体制の問題点と出入国法案

現在、日本には約六〇万の朝鮮人。約六万の中国人が存在しているが、これらの人々は戦前の日本帝國主義の朝鮮半島・中国大陸への侵略の結果として存在しているのである。

すなわち、日帝の侵略によって祖国における生活基盤を破壊され、生活・労働の場を求めて渡日を余議なくされた者や、戦争遂行のため、日本の労働力不足を補うために戦時徴用として強制連行されてきた者などである。そして、日本においては民族差別によって、低賃金でしかもダム・道路工事・鉱山等の重労働。危険な労働を強いられてきた。これらの朝鮮人・中国人は、敗戦当時には二〇〇万にものぼっていたのである。

日本の敗戦によって、これらの人々は解放されたわけだが、その後の米帝の世界戦略及び日本帝國主義の動向に大きく規定され、出入国管理令・外国人登録法を柱として築かれてきた入管体制の下で、文字どおり全生活過程にわたって「同化」と沈黙を強要されているのである。法体系に現われた具体的事例として、全ての外国人には外国人登録法によって登録が義務づけられ、その登録原案には指紋

の押捺が義務づけられるなど潜在的犯罪者扱いを受けている。しかも、外国人登録証の携帯義務を負わされ、所持していない場合には外登法違反として罰せられるのである。在日朝中人民は入管令によってその在留資格を規定されているが、その内の主なものとして、「法律」二六号該当者(戦前から引き続き日本に在留する者及びその子で一九五二年四月二十八日までに出生した者で在留資格なしで在留することができる)。「特定在留資格者」(法律一、二六号該当者の子。在留期間は三年)。「特別在留資格者」(法務大臣が特に在留を認めるもので在留期間は一年以内。極めて思慮的なものとして設定されており在日朝中人民には最も不安定で、日本政府にとっては最も管理しやすい者)。「一般永住権取得者」(「韓」法的地位協定に基づく「協定永住権取得者」などがある。このような在留資格制度とそれに伴う資格外活動の禁止によって在日朝中人民を分断し、「同化」と沈黙を強要している。そして、阿かにつけて彼らの在留資格を奪い、最も管理しやすい形である特別在留に落とす込めんとする攻撃がかけられてくる。在日朝中人民への抑圧、その闘いの圧殺の武器として用意されているのが強制収容(期限の定めなく)、「過去強制」であり、その最典型的な例は法務大臣の自由裁量にまかされているのである。

以上、法体系に現われた在日朝中人民への差別。抑圧に若干触れたが、「現在の入管令は在日外国人の生活にとって利益にならないようにできている。できれば帰ってほしい。」(増山元入管審課長言)といみじくも増山氏が自己暴露していること、それは全生活分野において現われている。とりわけ、労働の場においては、戦前・戦後を問わず一貫して民族差別による低賃金をかつ厭い。臨時工。社外工。出稼ぎなどの不安定な労働に落とされ、その就業率は三〇%前後である。中国人であることを理由に大阪市から採用を拒否された徐翠珍さんや、朝鮮人であることを理由に自立製作所から採用された朴順君の例は、社会的に存在する在日朝中人民に對する就職差別の具体的な事例であり水山の一角である。そ

の他、医療・国民健康保険からのしめだし、生活・市営住宅からの排除、教育・民族教育への抑圧(阪神教育事件や西成区長橋小学校の民族試験のとりつぶし)や朝鮮人学校の卒業生は一部の大学を除いて検定試験を受けなければ大學受験資格がない、と差別的現実を極めて具体的に現われている。

更に在日朝鮮人に對して、日本政府は三八度線を彼らの間に持ち込み、機会あるごとに「韓国」籍を強要し、朝鮮籍から「韓国」籍への書き換えは認めても、その逆は絶対に認めないのである。そして、このことは日「韓」条約、日「韓」法的地位協定に基づく協定永住権を利用して日常生活の必要性を盾にとつて行なわれており、南北朝鮮の統一に對して真向から敵対している。

今回の出入国法案の国会上程は以上のような背景をもってなされており、法案に現われている主な特徴を述べると、

政治活動の禁止(第二〇条)

「日本の機関において決定した政策の実施に反対する公開の集會又は集會示威運動の主催又は指導した者」「公衆に對し日本國の機関において決定した政策の実施に反対することを煽動する演説又は文書圖画の頒布若しくは展示した者」について、その外国人の活動を禁止し、中止命令を下し、それに従わない者に罰則を加え、退去強制する規定である。この場合、罰則を下さずのは公安調査庁・警察・入管などの日本の治安当局である。

在留資格の細分化(第三章)

在留資格は一六に区分し、更に政令で細分化することにして、在留資格を武器に分断を強め、資格外活動の規制を強化し、過去強制をもつて在日外国人の活動に厳しい規制を加えようとしている。

子の特定在留資格のハク条がある。

行政調査權の新設(第六十條)が追加されたこと、及び現行入管令の改正による在日朝中人民の生活に對する日本帝國主義的抑圧。人別

政府は入国審査官・入国警備官に無限の事実調査権を与え、日常的監視体制を強化しようとしている。

更に、「再入国」「在留資格」「在留活動」「特別在留」「在留期間延長」「収容」「面会」「仮放免」「追放」等の死活に関わる問題が全て法務大臣の自由裁量にゆだねられているのである。

この出入国法案は、入管体制を更に強化し、在日朝中人民に対して戦前。戦後一貫してとられてきた「『同化』。抑圧。分断。追放」の帝国主義的植民地政策を強化するものに他ならないのである。

(3) 日本帝国主義の意図

このような入管体制の強化にかける日本帝国主義の意図。攻撃の本質は、日帝がその帝国主義の延命をかけたアジアへの侵略。反革命と密接なつながりをもっている。すなわちアジアへの侵略。反革命を遂行する上で、在日朝中人民を分断し、差別。抑圧を強化し、彼らの反抗を抑えつけんとするものである。とりわけ、朝中人民がその民族性を抵抗の核として日帝の侵略と闘い、祖国の独立と民族の解放を闘った事に対して、在日朝中人民がその歴史を継承することを妨げ、民族性を奪いとり、「同化」と沈黙を強要せんとするものである。ちなみに、朝鮮戦争当時、日本における反日斗争の最先頭に立って闘い抜いたのは在日朝鮮人であり、団体等規制令の最初の適用を受けて解散を命ぜられたのは在日朝鮮人連盟(朝連)であり、その後彼らは祖国防衛隊を結成し、実力でもって闘い抜いたのである。現在においても朝鮮総連が破防法適用団体とされていることを忘れてはならない。

そして、日本の労働者人民に対しては、在日朝中人民への差別。抑圧に決定的に無自覚なまま、それに加担させ、民族排外主義を煽り、日本の労働者階級。人民を民族排外主義の下に包摂し、その階級性を解体し、在日朝中人民との連帯を破壊し、侵略へと動員せんとしているのである。

要するに、日本帝国主義と被抑圧民族との矛盾を日本人と朝中人民

民という矛盾に転化し、日帝の危機に際して日本労働者階級。人民の反抗のエネルギーを侵略へとからめ取ることによって乗り切らんとするものである。

(4) 我々の立場と任務

このような日帝の策動に対して、日本の労働者階級。人民は戦前の日本階級斗争の敗北。当時の支配者階級との間に多くの矛盾を持ち、抑圧を受けており、小作争議。ストライキ等が激発しつつも、民族排外主義に包摂され、そのエネルギーを侵略へと動員されていった事を痛苦に総括し、帝国主義本国に位置する者として、抑圧民族としての自己の位置をはっきりと自覚し、在日朝中人民との連帯をかちとり、プロレタリア国際主義の内実と自らの階級形成をかちとらねばならない。この在日朝中人民との連帯は、空虚な大言壮語をはく事によっては決して獲得できず、在日朝中人民の生活権。労働権そして闘いの武器たる労働基本権を擁護して入管体制解体の闘いを闘い抜き、不断に民族排外主義を克服していく中から取る必要があるだろう。そして、日本帝国主義の侵略。反革命と真に対決し、これを打倒しなければならぬ。

我々、同学会は「帝国主義の侵略。反動。抑圧と闘う同学会」の内実をかけて、在日朝中人民を先頭とした反入管斗争の一翼を担いと共に、彼らが受けている具体的な抑圧の状況と彼らの怒り。闘いの質に学び、共に闘うなかで学生としての小ブル的な立場の固定化に断固反対し、自己の主体変革をかちとらねばならないと考えている。そして、大学に在する様々な矛盾(差別発言。差別的な制度等)を見抜き、これを社会的に存在する矛盾の反映として捉え、現在の大学の「研究。教育」の犯罪性を暴露し、差別。分断の教育研究体制解体の闘いとして推し進めねばならない。

(5) 斗争課題

△出入国法案粉砕斗争▽

出入国法案の四度目の国会上程に対して、京大においては徐君兄弟を守る京大有志の会。徐さん支援斗争を斗ってきた徐支連京大支部を中心に各学部斗争委員会の結果によって出入国法案粉砕斗争が結成され、入管体制に関する連統学習会を組織し、集会。デモ等を通じて問題の浸透を図り、出入国法案の成立を阻止すべく運動の一端を担ってきた。しかしながら、入管斗争の重要性がまだまだ十分に分しか浸透しておらず、出入国法の成立にかける日帝。田中政府の執念を見るならば、更にこの斗争を推し進め戦列を強化しなげればならない。

△大阪市土木局糾弾斗争▽

一九七一年七月、中国人であることを理由に在日中国人保育労働者徐翠珍さんが大阪市から解雇されて以来、大阪市の民族差別行政を糾弾し、徐さんの職場復帰をかちとる闘いに京大学生運動は徐さんの在日中国人としての怒りと闘いの質に学び、在日朝中人民の生活権。労働基本権を擁護し、連帯をかちとるべく関わっていった。そして、約一年半の闘いの後に大阪市の徐さんの解雇が民族差別であることを認めさせ、職場復帰をかちとった。

しかしながら、本年三月二〇日大阪市土木局の工事現場事務所において、土木局職員N、Uらによって、そこで働いていた在日中国人保育労働者Lさんに対して、「日本の法律に逆らうんやったら中国人。朝鮮人は出ていってええ。不服があるなら国へ帰れ。」「日本人にとって得なことをやったら殺す(朝中人民を)」、「部落民はするかい」(差別を必要とし、差別が必要だ)、「釜の労働者はサボってばかりで働かない。文句ばかり言う。」(釜の労働者より季節労働者の方が使いやすい)等の許すべからざる民族差別。部落差別。釜ヶ崎労働者に対する差別。釜ヶ崎労働者と季節労働者(出稼ぎ農民)との分断をもたらす発言がなされた。(なお、工事の元請けは朝鮮人の強制連行で悪名高き熊谷組)。これに対して土木局が熊谷組をはじめとする過去に強制連行を行ない現在においても、在日朝中人民や釜ヶ崎などの底辺労働者から徹底した搾取や収奪を行なっ

ている建設資本とユ着して、全く資本の側に立って労働者を無視した行政を行なっていることがこの差別発言の背景になっているとの確認の下、四月六日工事現場事務所で確認会がもたらされた。そして、釜ヶ崎労働者との共闘の下、差別発言の事実を全面的に認めさせ、団交の設定を締約させた。この中で差別発言を行なったNは石川県の山村の貧しい家庭の出身で常日頃いろいろな差別を受けてきており、それが逆に上昇志向として作用し、釜ヶ崎労働者。出稼ぎ農民と共通の根をもちながら全くその対極として、彼らの管理者となっていること。更にNの父の家庭は山村での農業。炭焼きまでは生計が立たなくなり、北海道に入植したが、これもダメになり結局Nの父は満蒙開拓青少年義勇軍として中国への侵略に活路をみいだすという日本階級斗争の敗北の反映とあることが浮きばりにされた。(Nの自己批判書参照)なお、同じ四月六日、土木局庁舎には「集団示威行動にわたる方々の入室を禁止します」という掲示が出され、当局は「釜ヶ崎の連中が押しかけてくる」というウワサを流し、「重要書類や金銭の保管を慎重にし、女子職員は一人で出歩かないように」という全く釜ヶ崎労働者を差別した指示を出し、「戒厳令」をしいたのである。

更に、四。六階総会に釜ヶ崎労働者が結集したことに恐怖した官憲は、在日朝鮮人をからませて(釜の手配師には朝鮮人が多い)犯罪をデッチ上げ、釜ヶ崎労働者を逮捕し、在日朝鮮人との対立を煽らんとした。この事は日本社会の最底辺に置かれ、その矛盾を集中して受けている釜ヶ崎労働者が在日朝中人民の問題が浸透し彼らとの連帯がかちとられることは、日帝支配者階級にとって非常に恐ろしいことであるというを示している。

そして、五月三十一日、三。二〇の差別発言と四。六土木局戒厳措置の行政責任を追及して大阪市土木局との間に大衆団交をもち、行政としての責任と、在日朝中人民及び釜ヶ崎労働者の団交権など四項目にわたる協約をかちとった。

しかしながら、七月再度の団交要求に対して居直り、団交を拒否

し、五、三一国交の確約を反古にして、官憲導入をもって答えてきたのである。そして、七月七日の抗議斗争に対して官憲を使って労働者。学友を不当にも逮捕させたのである。

我々は、このような大阪市の居直りを決して許すことなく、在日朝中人民。釜ヶ崎労働者の国交確立をめぐりて大阪市を包圍し、勝利するまで徹底的に闘い抜く決意を固めている。

△大学の差別。分断の教育。研究体制解体の闘い

昨年六月一四日、教育実習生に対するオリエンテーションの場で「第三国人の子弟が来ていますので、差別的な言動にはくれぐれも注意して下さい」等の「第三国人」という差別呼称を含んだ、冷徹として存在する民族差別にフタをしそれを温存。助長する差別文書が配布された。しかも、このような文書が過去一七年間もわたって京大で配布され、教育実習の指導がなされてきたことが明らかにされ、京大の教育。研究体制に対する闘いが開始された。このような学内に現われた様々な差別に対する闘いは、まだ極めて不十分であり、我々は「差別。分断の教育研究体制解体」のスローガンの下に、出入国法案粉砕。入管体制解体の闘いと結合させて闘ってきたい。

(6)最後に

関東大震災時の朝鮮人大量虐殺や、中国大陸における南京大虐殺。三光作戦(焼きつくし、奪いつくし、殺しつくす)、あるいは朝中人民の強制連行。強制労働の歴史は日本帝国主義がアジアへの侵略。反革命に乗り出さんとする現在にあって、「過去の不幸な出来事」としてかたづけられることはできない。それは大阪市土木局職員Nの生歴史に現われた戦前の日本階級斗争の敗北の真剣な総括と何よりも革命的実践による朝中人民との連帯を要求しているのである。

最近、金大中事件や国士館右翼による朝鮮高校生への暴行事件が大きくクロージアップされているが、これについても、日本帝国主義が南北朝鮮の分断固定化に積極的に加担し一貫して南北朝鮮の統

一に敵対し、反共の符としての朴政権に肩入れして、朴独裁体制に力を貸し、在日朝鮮人の分断をやっきたりやっきたりしていることと、とりと押えた上で問題の本質を把握しねばならない。国士館右翼の朝鮮高校生への暴行にしても、出入国法案等が上程された時にその成立を援護する形で増加し、極めて組織的。計画的。政治的なものであり、それは日本政府の民族教育への弾圧。民族性解体の攻撃に合致したものであることを見落としてはならない。

全ての学友諸君が入管斗争の重要性を把握して我々と共に闘い続けられんことを最後に要請します。

△資料▽ 大阪市土木職員Nの自己批判書

自己批判書

3月20日の私の発言が極めて重大な発言であったので下記の下記の通り自己批判します。

記

1 私は子供の頃、家庭が貧しかったので友達からいろいろな差別をうけた。

1 家は石川県河北郡の山の中にあり、学校まで6km近くあり、冬になると雪が降り、村が小さいので学校に行く道を作る人もいないような所であったので、学校にもまともに行けなく、常にちこく、早たいであった。

そのための成績はよくなかったし、みんなから「くまの子」と言われたり、又、ふるしきをもって通学してみじめな思いをした。母がPTAの参観日にたまに来て、1人だけもんべ姿であった。友達から「世けん知らず、あれで親か」と言われて何度もみじめな思いをした。

2 なぜこのように家庭が貧しかったのかと、糾弾を受けてから自分でも考え、本も読み、人からもおしえられた。

3 祖父が石川県の山村(吉野谷村字中宮)から北海道に移住し

たのは、山村では生活出来なくなったもので、大資本と日本政府のゆ着により、農業やすみやきまで大資本の進出により搾取されそれで食べられなくなったからである

4 父が満蒙開拓青少年義勇軍に行ったことは、家には土地はなく、四男であるし、又、満州に行けば地主になれると言う日本政府の言葉にあやつられ、又、国内にいても生活がよくなる見込みもなかった。満州に行ったことにより、中国人の土地をとりあげ、中国人や朝鮮人を差別することが、自分を守り生きていく道であった。

5 ひきあげてきても、働く所もなく、だれも何もしてくれなかった。その時、食糧増産と、ひきあげ者対策として、あれ地を耕作させるために開拓団を募集した。父は開拓者に応募して補助金をかりて河北郡の山の中に土地をあたらされた。

6 ア 荷車も通れぬあれ地であった。
イ 初め10世帯だったが一九六二年には2世帯(父とおじさん)

私の父はそこで車でも通る村にしようとしたが、だめであった。そのとう時の父の言葉に「あいつらいくじがないから出ていくんや」と言っていた。このことや、学校で受けた差別などが私の「なにくそ」「いまにみておれ」と言う根性をやしなうのに影響していったと思う。

7 父もまた「なにくそ」ということで開拓団をつづけることで頑張ったけれども、うまくいかなかったのは、国がその頃から離農政策をし、奨励金を出していたが、一九六二年頃には「奨励金が今年でうちきりられるかもしれない」といううわさが流れ、しかたなく開拓団農業にまきりをつけた。

8 父は金沢市の清掃のりんじ従業員になることを決意した。このことを親せきは反対した。母が父は6ヶ月後本やといになる。私はこのような家庭の中で父の「たばこをやめても高校に行きなければ出してやる」という言葉にはげまされて高校へ行った。

9 学校へ行く過程で、家計をたすけるため土木工事のアルバイトをした。「金をもらうからには、いっしょうけんめいに働かなあかん」と思っていた。ある時に日給六〇〇円で決めたので下請けのおやじによまれて「ほんとうは六〇〇円だがよく働いてくれたので九〇〇円で精算してあるから」と一日九〇〇円ももらった。この時私は「いっしょうけんめいやればそれだけむくいかならずある」と思い自そんな心を強くした。

10 又、「なにくそ」「いまにみておれ」と言うことで勉強もした。その結果学校の成績も小学校の頃はクラスで下位にあったのが高校時代に上位になった。

11 しかし、このことは、父のまずしくみじめな生活をみるにつけて、自分は父みたくにはなりたくないと言う気持ちが強くあったからである。

12 高校卒業の時、月給も高かったし、天下の大阪市だと思っ試験を受けて通った。父の月給と自分の月給をくらべてみてもあまり差はなく、自分にとって大阪市の職員であるということは誇りであった。

13 父も私が大阪市の職員になったことを誇りにしていた。これまでをふり返ってみると
ア 「父の言うことを聞き、勉強し、大阪市に入ってまじめにやっていると」と言うことで「父を安心させ喜ばせる」ということとで
とで
いていると私は思っていた。しかし糾弾をうけて考えてみると、そのことは、父をみじめだと思っ、みさげていることであり、他人に父の仕事をかきしめていた。
つまり、父を辱めんとうの意味で尊敬していたのではなかった。自分が父を差別していたことに気がついた。
私の仕事は、請負人のごまかしたを防止するのと、早く工事を完成すること、第三者の市民の事故を防止することである。
監督件数が多いので、このことを監督するだけでせいっぱ

いである。

このような大阪市の仕事の進めかたは、いっさいの責任を業者にかぶせて、その下に働く労働者の条件については、いっさい関係ないという態度である。

このことは仕事の大部分が現場で働く労働者によって支えられているにもかかわらず、構造物が正しく出来ているかを見るだけであって、労働者のことをたいせつに出来ない事業の進めかたになっている。

16 ほとんどすべての仕事は、大阪市が職員を使ってやる直営工事ではなく(企業にやらせる)請負工事になっている。これは、大阪市が職員を使ってやるより安く出来るからである。

17 このことは、大阪市が、ねざられた請負工事金額でも請負企業が工事を落札しようとして競争するという事実は、なお利潤があるということである。つまりこのことは、現場で働く労働者が非常に悪い条件で働かされていると言ふことである。

18 このような企業の利潤を大阪市が守り、労働者を見殺す行政のあり方は問題である。
私は今、何が出来るか、どこまで出来るか、はっきりしないし、自信もないが、このような行政のあり方を変えていくよう考え、斗って行きたい。

Ⅱ 狭山差別裁判 11月再開 公判闘争に総決起しよう

(1) 狭山差別裁判とは何か
一九六三年五月一日、埼玉県狭山市で、女子高校生、中田善枝が行方不明となり、同日夕刻、身代金20万円を要求する脅迫状が、中田家に届けられた。そして、五月三日午前四時すぎ、身代金を取りに来た犯人を、警察は40人もの張り込みにかかわらず、犯人を目前

神の眼界の前に、六月二十三日警察の「明白」強要に屈服する。一審の浦和地裁においては、わずか半年という異例なスピード判決で死刑が言い渡された。弁護側が、警察。検察の「明白」に基づいて提出した「証拠」が警察により捏造されたものであることを明らかにした。(例えば、善枝さんが持っていた腕時計と、「証拠」として提出された時計は型を同じだが番号が違うなど)にもかわらず、一審浦和地裁は、部落民に対する差別的偏見と予断に基づき、石川青年を「犯人」ときめつけ、「証拠」を充分調べることをないまま、石川青年の「明白」をもとに、死刑判決を下したのである。第二審のはじめ、「おれは殺していない」と無実の叫びをあげて以来、獄中10年の苦闘、そして弁護団、部落解放同盟を中心とした、「狭山差別裁判取り消し!無実の石川青年即時釈放!」を求める闘いの中で、警察。検察。裁判所の差別性と石川青年の無実が明らかになってきている。

(2) 狭山差別裁判の政治的、社会的背景と本質

この狭山事件の起きた一九六三年は、六〇年安保以降、侵略体制構築へ向けた自衛隊の強化、治安警察の増強が進められていた時期であった。そのような時期にあって、三月の「吉辰ちゃん事件」に続く、警察の失態に対する世論に対し、何が何でも警察の威信回復をはかる必要があった。前述の篠田国家公安委員長は「犯人は生きたままフンぶかまえる」という発言は、このことをはっきりと示している。こうした政治的意図により、利用されたのが部落差別である。警察は、部落に対する差別的偏見と予断に基づき集中的見込み捜査を行ない、何の確証もない、石川青年をデッチ上げ事件で逮捕し、「明白」を強要していったのであった。馴染地区の住民は、捜査が自分たちに向けられた時には、見込み捜査は不当だと捜査に非協力的であったのが、捜査が部落に集中されると積極的な協力を申し出たのである。この事実の中に、社会意識としての部落に対する差別観念の根深さと、部落差別が分断支配の道具として使われた具体例を見る事ができるであろう。また、マスコミも、石川青年を

にしながら取り逃がし、四日に善枝さんは死体で農道に埋められているのが発見された。同日、狭山市役所婦兼支所に、特別捜査本部が設置され、犯人は土地の事情に詳しい者と見地から、この馴染地区に対する見込み捜査を開始した。これに対し、五月六日、馴染地区防犯協議会は、この見込み捜査に關して狭山警察署に抗議の決議をあげるが、その裏には、「あんな悪いことをするのは、よそ者」しかない「事件後馴染の人たちは、まっさきにこう考えた」(観光新聞6/8)という形で、狭山市では、よそ者と呼ばれる部落民を、差別的偏見により犯人視することにより、自らの利害を守ろうとする態度が露わされていた。同じく六日、元中田家の作男で事件の重要参考人であった奥富玄二が自殺する。この報告を受けた篠田国家公安委員長は「犯人はなんでも生きたままフンぶるかまえてやらねば」と語り、何がなんでも警察の威信回復をはかる方向性を打ち出した。石川一雄青年の出入りしていた石田豚屋を中心に部落に対する集中見込み捜査が開始され、二十三日、石川青年は別件で逮捕された。この別件は、例えば、友人の作業着を貸りて帰ったが、そのことは友人との間で了解済みという事実を窃盗容疑とするなど全く不当なものであった。警察は、善枝さん殺しの犯人として「明白」させることをねらい石川青年を追及するが、石川青年は無実を主張しつづける。この時、警察の策動を支えたのが、石川青年は部落民であるが故に、「どんな悪いこともやりかねない、石川は犯人だ。」というマスコミの差別キャンペーンであった。六月十七日、別件でのこれ以上の拘留が無理になるに及んで警察は、石川青年を、善枝さん殺しの容疑で再逮捕し「特別取調室」で追及を続ける。石川青年は一切の外界から遮断された中で、最初は抗議のハンストを行ったりするが、諸々の肉体的、精神的拷問、「お前を殺してもわからない」「お前を殺せば10年出てやる」というドウカツと甘言、部落差別のため充分な教育を受けられず(小学校5年中退)社会的知識に乏しいのにつけてこんだ警察の弁護士不信の煽動と、弁護士の部落問題への無理解による顔立、という肉体的、精

犯人扱いし、埼玉新聞にいたっては、彼の生まれた部落を「特殊地区」「スラムに近い貧しい環境」とし、「金に困った若者が吉辰ちゃん事件」にヒントを得て婦女誘拐・暴行・殺人・身代金要求と雪だるま式に犯罪を重ねる悪の温床は、じゅうぶんに用意されていたのである」と部落差別観念をあおりたてたのである。そして、警察と検察の威信回復を全うすべく立ち現われたのが、裁判所である。一審において、内田裁判長は、弁護士の訊問を禁止するなど、強権的訴訟指揮を行ない、わずか半年というスピード審理で石川青年に死刑判決を下した。「社会的に大きな反響のあった事件だけに、あらゆる点で苦勞した」(内田裁判長)という言に見られるように政治に影響された判決であり、その内容でも、部落差別によって極度に圧迫された石川青年の生活環境を悪の温床視した部落民に対する差別的偏見と予断に満ちた差別的なものであった。

また注意しておかなければならないのは、石川青年の弁護士不信と「明白」維持の問題である。石川青年は後に「弁護士がどういう仕事をする人で、極端な言い方をすれば、自分にとって敵なのか味方なのかさえ、しばらくはわからなかった。」と述べている。これは、石川青年が、部落差別によって劣悪な生活環境に育かれ、義務教育さえ受けられなかった結果なのである。また、弁護士自身も、デッチ上げ逮捕・裁判をつらぬく部落差別を見抜くことができず、石川青年との信頼関係をもち得なかったのである。このために石川青年は、警察の「明白すれば10年出てやる」を信じ込み、ウソの「明白」を維持しつづけて、弁護側も、「明白」に基づき「証拠」が捏造されたものであること、「明白」と客観的証拠の食い違いを指摘して、石川氏の無実を証明しようとしていた一方では、石川青年の精神鑑定を要求し、事実上「犯人」と認めていく結果になったのである。

以上、見てきたように、狭山差別裁判は、警察の失態が、警察不信・政治不信をよびおこし、侵略体制構築に向けた一連の反動政策

への支障になることを恐れた支配階級が、警察権力の威信回復をはかるため、社会意識としての部落に対する差別観念を利用し、一部落青年をデッチ上げ逮捕し、更に、差別的偏見と予断に基づく裁判で、彼を権力のいけにえとし、更に部落差別観念を煽動せんとする、差別裁判であり、政治裁判である。

(8) 11月再開公判へ向け

第二審の東京高裁も一審を受けついで差別的偏見と予断に基く裁判が進行された。前裁判長井波は、一九七一年十一月「自分の停年退官前に自らの手で判決を下したい」と早期結審・死刑判決を策動した。しかし、部落解放同盟を中軸とした「狭山差別裁判取り消し無実の石川青年即時釈放要求」の二〇〇万人署名運動と、それを背景にした、数千名規模での東京高裁前での公判闘争、そして、石川青年の無実を証明するのに、きわめて有力であり、裁判闘争に新たな局面を切り開いた、「6つの鑑定書」を武器とした弁護団の闘いの前に井波裁判長の意図は打ち砕かれ、七二年十一月、「鑑定書のうち一つを彩用する」として退官へおこまれました。そして、今年十一月、寺尾新裁判長のもとで再開公判が開始されることになっているのである。昨年の闘いは、「6つの鑑定書」を武器として、大衆闘争の全国的展開により、井波の野望を打ち砕き、「6つの鑑定書」のうち一部を採用させるという、今後の法廷内闘争を有利に導く条件を形成してきた。獄中での10年の苦闘を続けている石川青年の闘いに応え、再開公判に向け、二〇〇万人署名運動を始めとした大衆的な闘争の構築により昨年の闘いの成果をかため、早期結審策動を粉碎し、法廷内闘争の展開をいニシアゲを確立し、一日も早く石川青年を権力の手から取り戻さなくてはならない。

京大において、七二年四月狭山差別裁判公判闘争実行委員会が結成されて以来、九月までの公判闘争を各学部学生会、九月十四日教養部代議員大会における「狭山差別裁判取り消し！無実の石川青年即時釈放要求！」決議等を背景として闘い抜かれていた。また昨年六月十四日の教育実習生に対するオリエンテーションの場で配

布された、部落差別、民族差別、「障害者」差別文書配布に対する糾弾闘争が、教育実習生ならびに教育学部を先頭に続けられてきた。この文書を十七年間にわたって配布し、教育実習生に対して差別的教育姿勢をもって子供たちにのぞむように指導してきたという事実が、京大の教育、研究の差別的性一端を露したものであり、現在の差別、分断支配差別選別の一頂点にあり、被差別人民大衆の抑圧の上に「差別的象徴」として君臨している京大の差別的研習体制そのものが、部落差別、民族差別、「障害者」差別を拡大、再生産する温床に他ならないことを明らかにしている。その後も「入学選抜検討委員会」の差別レポートや、教養部における教官の民族差別発言事件など京大における差別事件は後を絶たない。我々は、このような諸問題をとりあげ、大学当局の教育責任を徹底して追及し、差別教育研習体制を解体する闘いとして推進し、部落大衆の自己解放の闘いを核とした部落解放闘争の思想、実践水準を、狭山差別裁判闘争をはじめとした闘いの中から学びながら、差別的現実を一つ一つ切り崩していく思想性と闘いを構築していかなければならない。

5. 1. 釜ヶ崎メーデー 夏期労働 隊の成果をもつて、京都市役所 糾弾闘争を推進せよ

(1) 同学会再建の闘いと、釜ヶ崎解放闘争・底辺委運動との結合

我々は、昨年12月、同学会を再建し、1月竹本処分粉砕闘争を全力で闘ってきた。そして、その中で、常に問われ続けてきたのは、我々の同学会運動を、誰の利益を突出させ、誰のために闘うのかという点である。我々は、竹本処分粉砕闘争の過程で、闘いに闘ってきた全臨闘への3月大弾圧を契機に、臨時職員闘いの意味、そして、その闘いを我々が支援することの意味を問う中で、昨年来、革

命闘に闘われた釜ヶ崎解放闘争の階級的意義に注目し、3.24集会を、釜ヶ崎労働者と共に圧倒的な結果のもと成功裡に克ちとることを、釜ヶ崎労働者と共に圧倒的な結果のもと成功裡に克ちとることを、端緒的な結合を克ちとらねばならない。その背景には、克ちとった背景に我々は注目しなればならない。その背景には、昨年来5.28対鈴木組闘争をもって開始された、釜ヶ崎に於ける革命的暴力を武器とした暴力手配師退放の闘い、多くの釜ヶ崎労働者の血を流し(一名死亡)一〇八人(昨年だけ、本年もすでに数十人)という多くの逮捕者をだしながらも、長期に亘って持久的に堅持され、釜ヶ崎労働者の圧倒的な支持をうけ、センターにおける暴力手配師との力関係を労働者の側にとり戻した闘いがあったことを我々は明記せねばならない。そして、その闘いに注目し、底辺委を組織し、釜ヶ崎の闘いへの支援、釜ヶ崎の現実を広く訴え、権力、西成署のムチャクチャな弾圧を釜ヶ崎にかけられることを目的に、献身的に闘ってきた学友のことを忘れてはならない。この同学会運動と釜ヶ崎労働者の闘いの結合の方向性は、釜ヶ崎労働者の突出した革命的な闘い、そしてこれに呼応し、闘った学友によって準備されたのである。昨年12月、釜ヶ崎労働者としての、正月の仕事が全くなくなり、釜ヶ崎の矛盾が、最も露骨にあらわれ、資本にさんざん、骨のずいまで、収奪され、体もボロボロにされた労働者が、行いれ、資本によって殺されていく季節。この根本的な資本主義の矛盾に対する批判として、越冬闘争が取り組まれた京大の学生戦線が、多量の学友がこの闘争に取り組んだのである。我々は、3.24集会に表現された闘いの方向性を、一体どのような闘いのもとに準備され、そしてどのような問題として提起されているのかを理解し、そして何よりも釜ヶ崎の現実をより深く知ることによって、打開めねばならない。我が同学会が、5.1釜ヶ崎メーデーに参加し、釜ヶ崎労働隊を組織したのは、この実践に他ならない。

- (2) 5.1釜ヶ崎メーデーの位置と釜ヶ崎の現実
- 5.1釜ヶ崎メーデーを前にし、我々は、3.24集会を具体的に実践

すべく、同志社大学、立命館大学の学友と共に京都に呼び、釜ヶ崎メーデー実行委を結成し、そして、5月1日朝7時、釜ヶ崎三崎公園に於ける釜ヶ崎メーデーに二〇〇の部隊で結集し、数千人の釜ヶ崎労働者に合流した。その後、中央メーデーに、釜ヶ崎労働者と共に、夏のメーデーの革命的伝統を示すために参加した。そして権力の全く不当な弾圧、我々は、3時間も完全に機動隊によって包囲(3重4重の包囲)され、デモにすら出られなかった。我々は、釜ヶ崎労働者との連帯を克ちとった。そして一方では、釜の労働者から裏に多くのことを学んだのである。シカゴ暴動・労働者の血の教訓を記念し、労働者の夏の団結を敵権力に示す闘いとしてあるメーデーを、唯一堅持する釜ヶ崎労働者と、メーデーをいわゆる「労働者の祭典」に仕立てあげ、その階級性的一切を抜きとらんとする帝国主義労働運動・本工組合主義に色濃く染った本工労働者との、闘いの質の違いを鮮明にした。釜ヶ崎労働者は、彼らの暴力革命路線に真向うから敵対し一切を議会に流す日本「共産党」マルクス・レーニン主義を食いものにじ、あらゆる側面から改作し、修正主義に純化している日本「共産党」を断乎実力で批判し、また、部落解放同盟には、連帯の拍手を送るという形でして更には、権力の弾圧への反撃という形で、その団結の質の高さを我々に示した。(釜ヶ崎労働者への権力の暴力的弾圧に反対し、他労働者は抗議すらもなかった。我々は、我々もこの機動隊は、数万人で埋まるメーデーの真只中を駆けぬけてきたのである。この釜ヶ崎メーデーは、釜ヶ崎労働者の革命的位置・臨時工、社外工、出稼ぎ農民、日雇い労働者、最も帝国主義の矛盾をうけている革命的奔流としての下層プロの位置と、メーデー・スローガンに表現される「差別抑圧されている釜ヶ崎労働者、在日朝鮮人民、部落民は団結して闘おう」と権力の労働力政策「差別分断政策」との正面からの闘いを収約的に表現した闘いであった。

釜ヶ崎労働者の昨年来の大衆的かつ革命的な闘いは、一方に於いて

て、釜ヶ崎の帝國主義下に於ける現実の抑圧と、一方に於ける、その現実を突き破る能動性に裏付けられている。

釜ヶ崎は、帝國主義國日本の矛盾の集積地として存在している。まさに「社会戦争が公然と宣言されている。」地域なのである。圧倒的な、元請け独占建設の力を背景にした、元請け下請け系列、最末端手配師による徹底したピンハネ体系、ヤクザ暴力団による暴力支配、労働の場は、日本資本主義の基礎を支える苛酷な肉体労働として生活の場釜ヶ崎における徹底した収奪体制、立って半畳寝て一畳のドヤ(平均一日三〇〇円)から、まさに酒屋の中に釜があるのか、釜の中に酒屋があるのか、と言われる程の立呑み酒屋の林立。更に、高物価、インフレーション、全く劣悪な医療体制そして、泥酔保護の名による労働者管理(自治会維持)としての精神医療(保安処分)の先行の表われ)etcと寸分スキのない抑圧体制で、労働者を徹底して、まさに骨の髄まで、しゃぶりつくしているのである。そして釜にあっては、健康を日々むしばんでいるのである。そして労働の場においては、労働災害で、生活の場に於ては、行路病(行倒れ)によって、日々労働者は資本によって殺されている。労死のほとんどが建設業によって占められている現実を、資本によってどの階層の労働者が日々殺されているのかを具体的に示している。このようなまさに「社会戦争が公然と宣言されている」釜における労働生活の矛盾は、日帝の労働力政策によって維持拡大されている。釜ヶ崎における労働者は、個人的な運の悪さや、個人的な失敗、あるいは能力の欠如等によって下層におとしこめられているのではない。このような一切の宣伝は、下層プロの現実を隠蔽せんとするブルジョアジエの宣伝にすぎない。そのことは、釜の労働者の構成が、歴史的な日帝の労働力政策、差別分析政策を正確に反映していることから証明される。釜の労働者は、中小企業の倒産による失業者、農業切り捨て政策による出稼ぎ農民、「公」害のため漁業破壊された零細漁民、就職差別により下層におとしこめられている被差別部

所に於ける確認会(4/6)を経て、5.31土木局団交を打ちとり、市の責任を全面的に認めさせた。この差別発言(民族差別、部落差別、釜差別、出稼き差別)糾弾闘争の中に於ける釜労働者と民族問題の結合を恐れた権力は、4.12弾圧、在日朝鮮人を盾にして釜労働者を不当逮捕、でなんとか、釜における在日朝鮮人と、日本人プロレタリアの団結の萌芽をつまみとろうとした。しかし、この弾圧に屈することなく、また排外主義煽動に動ぜず、5.31団交を打ちとった。そしてこの闘いは、京都市役所のタコ部屋行政、差別行政を追及する中で、教訓化し、生かしまらねばならない。この京都市役所闘争は、6月28日の市当局との団交における確認、市当局、建設業者と釜共闘の団交、を、団交当日の7月4日、市当局は、一方的に破棄し、機動隊導入で団交を打ちとった。そして、また7月23日以来の断乎としたハンスト闘争に対し、市当局は一定の譲歩をみせるかの如く話し合う姿勢をとった。しかし本質的に彼らの態度は、一貫して釜労働者をバカにしたフサけたものであった。7月26日の団交において彼らは、自分は関係ない、第三者だとばかりに居直り、7月31日団交においては、人員制限を破ったとの口実をつけ、一方的に団交から逃亡し、抗議する労働者に対し「京都市をなめるな」と高飛車に居直り、更に暴力団まがいの自警団を組織し、釜共闘の同志に重傷を負わせ最後には、またまた機動隊の導入による徹底した闘争団交を打ちとった。市当局は、山岡建設のタコ部屋を温存させるばかりか、市の建設局労働者への指導手帳の中で、現場労働者、下層プロへの差別行政、差別指導を公然と行ない、釜の闘いに対しても、釜ヶ崎労働者は「火つけ、強盗と同じ」と煽動している。このような思想に貫かれた行政こそを、我々は、糾弾せねばならず、この行政の物質的基盤を解体してゆく、持久的闘いとして闘わねばならない。建設資本と癒着し、下層プロの利益に敵対する「民主」市政を徹底して追及し、タコ部屋を絶滅し、真に下層プロに依拠した闘いの、のろしを京都であげよう。釜ヶ崎労働者と固く団結し、更に強固な釜ヶ崎闘争の支援網を形成し、京都

落大衆、そして戦前の日帝の植民地政策の下、強制連行されてきた在日朝鮮人(とりわけ朝鮮人労働者は、釜労働者の2割を占めるといわれる)レッドパージによる失業者あるいは60年代エネルギー政策転換によって職を奪われた炭鉱職業者、そして「障害者」また在「本土」沖組人労働者(5.15「返還」以後急増している)と、まさに日帝の労働力政策、差別分析政策による下層プロへの「転落」労働者の現実、を収約的に表現しているのである。釜の闘争は、この日帝の差別、分析政策への根本的批判を内包した闘いであり、帝國主義の恩恵を拒否した労働者に依拠した闘いである。その闘いは、露骨な暴力支配との暴力をもつての対決、プロレタリア人民の武装闘争の端緒的な闘いとして、暴動闘争として闘い抜かれていく。そのような労働者の武装的団結と共に、差別分析政策としての闘いが、土木局糾弾闘争、あるいは栗岡病院闘争、京都市役所闘争として展開されてきている。我々は、この釜の闘いの深い意味とその位置を鮮明にし、更に、支援の闘いを強化しなければならぬ。この闘いの深化を保障し、一步でもプロレタリア人民の具体的闘いに学ぶために組織されたのが、釜ヶ崎労働隊である。

(3)釜ヶ崎労働隊と、京都市役所糾弾闘争
我々は、底辺委の諸君と共に、7月、釜ヶ崎労働隊を組織した。そしてX人の学友が参加し、釜ヶ崎労働者と労働生活と共にする中で、釜の現実を感性的にはあきらめ、把握し、更なる釜支援の強化をはかった。そしてみずからの労働の中から、釜の闘いへの支援「カンパ活動」を行なった。そして「労働隊と平行して京都においては、京都洛西ニュータウン(「京都市開発局発注」)の孫請山岡組によるタコ部屋、暴力飯場の存在が釜労働者Aさんの告発により明らかになり、これを許し温存させてきた京都市当局によるタコ部屋行政の実態が暴露された。この京都市行政の建設資本との癒着は、30.20大阪市土木局職員Nの差別発言の物質的基盤として指摘されたものに他ならない。この土木局職員差別発言糾弾闘争は、現場事務

市役所糾弾闘争を同学会と共に断乎闘い抜こうではないか。

Ⅳ 三里塚農民の闘いに学び、大弾圧をはねのけ三里塚斗争に勝利しよう!

(1)八年間、三里塚農民は、帝國主義権力のあらゆる武器、法。金。暴力、にも屈せず闘い抜いてきた。三里塚農民の闘いは、資本と権力の抑圧、暴虐の下であえいでいる全国の人民を限りなく勇気づけた。燃料パイプライン敷設、成田新幹線建設等に反対する周辺住民の闘いや岩山大鉄塔共有化運動によって闘いの広がりを獲得し、のみならず一九七一年の三度の激闘、とりわけ九。一六東峰機動隊殲滅戦と大木よねばあちゃんの闘いに現われた闘いの深まりを獲得し、今、第二期工事阻止へ更に闘い抜かれんとしている。九。一六東峰十字路に於ける機動隊殲滅戦は、この武装闘争が労働者人民が帝國主義国家権力を打倒し、自らの武装に支えられ自らを支配階級として高める闘いの一環であることを示した。農民の土地生活死守の闘いと強固に結合していた闘いであったからこそこのような高みが可能であったのだ。

であるからこそ、九月の闘いの深さは、疑いもなく、大木よねばあちゃんの闘いであった。大木よねばあちゃんの闘いが打ち取った「土地を守る闘い」から「土地を取られても闘い抜く闘い」への飛躍は、まさに日本の階級闘争に於いてもまれな深さである。それは、現在の生活を守るのではなく未来の生活を闘い取ることであり、自覚されているかいないかに問わず革命が現実の問題になっていることを示している。この深みこそが、三里塚の闘いが小土地所有者、小商品生産者としての農民の闘いであり、従って様々な限界、弱さを持ちながらそれを乗り越えて、日本階級闘争の最前線に立っている根源的理由なのだ。

(2) こうした三里塚農民の闘いに対して政府側は、さまざまな弾圧をかけてきている。九。一六「三警官殺害事件」の名称による、青年行動隊員、支援学生へのデッチ上げ大量逮捕、大量起訴は、捜査官の「九。一六の日本のベトナム戦争の始まりだから、お前を徹底的に破すのだ」という言葉に現われている如く徹底した革命派破壊策である。こうした大弾圧は、現在、悪質条件派を使いたいやがらせ、日常的弾圧や日常的テロルの横行として、何があんでも三里塚闘争を圧殺せんと、更に強化されている。三里塚農民は、こうした大弾圧にも屈せず、断固として闘い抜く決意を固め、文字通り生活の中で闘いを進めている。われわれは、三里塚農民との強固な結合でこの大弾圧に着実な反撃で応えなければならない。

(3) 現在、空港公団は、「開港」の目算も立たないまま、第二期工事着工に向けて、形ばかりの立入調査を行ない、再々度の強制収用の機を狙っている。今や、三里塚闘争は「手続き」の枠を突破し、明確に実力で三里塚空港を粉砕する闘いとして闘い抜かれんとしている。黙々と農作業に臨む農民の内に燃える赤き闘いの炎、必ずや空港を粉砕するといった確信と、「たとえ空港が他に移っても、追いかけていって闘う」という高き質を獲得した農民の闘う意志に注目し、三里塚農民との結合を克ち取らねばならない。文字通り日常的な弾圧をはねのけ、生活の中での闘いを闘い抜いている農民に連帯し、岩山大鉄塔死守。「新東京国際空港」粉砕の闘いを推し進めよう。三里塚現闘団、援農隊に志願せよ。

「新東京国際空港」粉砕

岩山大鉄塔死守

青年行動隊への大弾圧粉砕

樹々の録号外号

1973年9月10日発行

日文同書合中出版行各員自 発行

京都府京都市南区 Tel. 075-751-2111

内線 2570